附則第三十五条の三の二第二項中「取得をしたものと」の下に「、同項第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した道府県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」の下に「、同項第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した市町村民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第四十一条第一項中「第五項まで及び第九項」を「第六項まで」に改め、同条第二項中「以下この条」を「第五項及び第八項」に改め、同条第三項中「第十一項及び第十三項において「特定一般社団法人」という。」及び「第十一項及び第十三項において「特定一般財団法人」という。」を削り、「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同条第四項中「第十一項において「設立登記」という。」を削り、「第十一項及び第十四項」を「第八項」に改め、同条中第六項から第八項までを削り、第九項を第六項とし、第十項を第七項とし、第十一項から第十三項までを削り、第十四項を第八項とし、第十五項を第九項とし、同条第十六項中「附則第四十一条第十五項」を「附則第四十一条第九項」に改め、同項を同条第十項とする。

附則第四十二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　道府県民税の所得割の納税義務者又は第三十四条第一項第一号に規定する親族の有する同号に規定する資産が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該資産を使用することが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる支出その他これらに類する支出（以下この項において「震災関連原状回復支出」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにすることができなかつた道府県民税の所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出をした場合は同号に規定する政令で定めるやむを得ない支出をした場合と、当該震災関連原状回復支出をした金額は同号に規定する支出をした金額と、当該震災関連原状回復支出をした金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）は同号イに規定する災害関連支出の金額とそれぞれみなして、同条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

一　災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出

二　当該資産の原状回復のための支出（当該災害により生じた当該資産に係る損失の金額として政令で定めるところにより計算される金額に相当する部分の支出を除く。）

三　当該資産の損壊又はその価値の減少を防止するための支出

附則第四十二条に次の一項を加える。

6　市町村民税の所得割の納税義務者又は第三百十四条の二第一項第一号に規定する親族の有する同号に規定する資産が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該資産を使用することが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる支出その他これらに類する支出（以下この項において「震災関連原状回復支出」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにすることができなかつた市町村民税の所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復支出をした場合は同号に規定する政令で定めるやむを得ない支出をした場合と、当該震災関連原状回復支出をした金額は同号に規定する支出をした金額と、当該震災関連原状回復支出をした金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）は同号イに規定する災害関連支出の金額とそれぞれみなして、同条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

一　災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出

二　当該資産の原状回復のための支出（当該災害により生じた当該資産に係る損失の金額として政令で定めるところにより計算される金額に相当する部分の支出を除く。）

三　当該資産の損壊又はその価値の減少を防止するための支出

附則第四十四条第一項中「。第四項」を「。第五項」に改め、同条第六項中「附則第四十四条第六項」を「附則第四十四条第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「附則第四十四条第五項」を「附則第四十四条第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「附則第四十四条第四項」を「附則第四十四条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　その有する事業用資産（震災特例法第七条第七項に規定する事業用資産をいう。以下この項において同じ。）が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下この項において「震災関連原状回復費用」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにその支出をすることができなかつた道府県民税の所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復費用の支出をしたときは、当該支出をした金額は第三十二条第十項に規定する災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額とみなして、同条第九項の規定を適用する。

一　災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

二　当該事業用資産の原状回復のための修繕費

三　当該事業用資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

附則第四十四条に次の一項を加える。

8　その有する事業用資産（震災特例法第七条第七項に規定する事業用資産をいう。以下この項において同じ。）が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下この項において「震災関連原状回復費用」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにその支出をすることができなかつた市町村民税の所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復費用の支出をしたときは、当該支出をした金額は第三百十三条第十項に規定する災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額とみなして、同条第九項の規定を適用する。

一　災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

二　当該事業用資産の原状回復のための修繕費

三　当該事業用資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

附則第五十一条の二第一項及び第五十二条第一項から第三項までの規定中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第五十四条第一項中「、平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の自動車税に限り」を削り、「いう。）を」の下に「次の各号に掲げる期間に」を、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同項に次の各号を加える。

一　平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間　平成二十六年度分

二　平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間　平成二十六年度分及び平成二十七年度分

三　平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間　平成二十七年度分及び平成二十八年度分